

# ライフ・プランニング通信

第 30 号

(税) アプト会計事務所  
 榎アプト・FP2  
 榎アプト・エステート  
 発行責任者 三浦 繁

有効運用、節税・相続(税)対策

(年 4 回・次回 8 月 15 日発行)

## 相続と相続税対策の基礎

税理士法人アプト会計事務所  
 遺言・成年後見アドバイザー

税理士 三浦 繁



### その 2 相続対策

相続対策としての要である遺言について述べてきましたが、どんな制度でも完璧な場合は少なく、遺言も例外ではありません。

一番の問題は、要式さえ整っていれば遺言は絶対的な力を持っている、ということです。常識的にみて不合理であると思える遺言も、被相続人の意思は最大限、尊重されます。

#### 五、遺留分

上のような不備を補うのが、“遺留分”の制度です。これは、被相続人が遺産の分配についてどのような考えを持っていようと、一定の相続人には最低限の遺産の取得を保障する、という内容です。

では、この一定の相続人とは誰か、といいますと、配偶者と子供や孫の直系卑属、父母である直系尊属に限られており、被相続人の兄弟姉妹には認められていません。

ではどの位の権利が認められているかですが、父母が相続人となることは比較的少ないと思われるので、それを除けば自分の相続分の半分、と置いていけばよいでしょう。

そして遺言により遺留分が侵害されていることが判明したならば、その日から一年以内に請求する必要があります。これを「遺留分減殺請求」といいます。

#### 六、成年後見制度

遺言は被相続人の死後のことですが、この制度は本人が生存している間の問題です。ある人が築いた財産は、当然その人のために使われるのが本来の姿でしょう。

ところが人間誰でも加齢と共に身体的能力や精神的な能力は劣ってきます。そこにつけ入って、お年寄りの財産を根こそぎ詐取しようとする詐欺集団がウヨウヨしています。そのような危険から守ろうとして出来たのがこの制度です。この制度には、大きく分けて次の二つがあります。つまり、任意後見制度と法定後見制度です。

#### 1. 任意後見制度

本人の判断能力が正常な内に後見人を自ら選んで、その人の了解の上で「任意後見契約」を結びます。誰を後見人にするかは自由ですが、一般的には長男とかの親族が多いですが、新聞などの報道にもありますように、家族間の横領問題が発生しています。親の財産に手をつけることにあまり罪悪感を持たない人がいるようです。

そこで最近では、弁護士、司法書士、税理士といった信頼できる第三者に後見人になってもらう例が増えています。(後見人受任者)

こうして契約を結んだ後、被後見人となる人の判断能力が衰えてきた時に、本人や家族又は後見人受任者が家庭裁判所へ、“後見監督人”の選任申請をします。家裁から後見監督人が選任された時から任意後見がスタートします。

この制度は、本人の意思をなるべく尊重しようという考えが根底にあります。任意後見はその考え方が、ストレートに現れた制度と言えます。心身ともに元気な内に、この制度を活用したいものです。

#### 2. 法定後見制度

後見人を選ぼうとする時に、すでに正常な判断能力が減衰していると診断されると、前述の任意後見は使えず、原則として裁判所が選ぶ第三者が後見人等となります。

ここで“等”と言ったのはこの制度は、本人の判断能力の減衰の程度に応じて、後見・保佐・補助の3段階に分かれています。

そして、それぞれ後見人・保佐人・補助人(併せて後見人等と言います。)がつくこととなります。

今年のテーマは「相続と相続税対策の基礎」です。

## 事業承継セミナー 第2回

### = 株主と株の移動 =

事業承継の第2回目の今回は、株主と株の移動についてです。前回お話ししたように、誰が会社を引き継ぐかが決まったら、次は株主構成はどうなっているかを確認します。今は同族会社で、現社長様が筆頭株主という前提で話を進めています。社長様は、会社の申告書の『別表二』というものを、眺めたことがあるでしょうか。

そこには筆頭株主から順に、株主の名前、住所、株数が並んでいます。株主が1名や2～3名のすっきりした構成になっているものもあれば、ごちゃごちゃといろいろな関係の人が並んでいることもあります。その中に、名義だけ借っている、いわゆる「名義株」の人はいないでしょうか。

設立の古い会社では、そのような可能性があります。もしそうなら、本来の株主に戻すようにしなければなりません。もし仮に、その名義株の人に相続でも発生したら、その相続人は権利を主張して、株の買い取り請求を会社に申し出るかもしれません。事業株の承継にあたり、株主構成はあまり複雑なものにしないことが大切だと思います。



次にその株を後継者にいつ引き継がせるかです。専門家に株価を算定してもらい、株価が低ければ株の承継はスムーズにゆくと思いますが、株価が高い場合、つまり贈与なり相続で引き渡すときに、高額な税額が発生する場合があります。今年の10月から“同族株の80%の相続税の納税猶予制度”というものが施行の予定ですが、税金の免除ではなく、延期するというもので、いろいろな制約があり、今のところあまり使い勝手はよくないことが予想されます。株価が高い場合は、株の評価を下げるような何か対策をもらったり、毎年少しづつ贈与をしたりして無理のないように株の移動を行います。

同族会社の場合、やはり後継者は筆頭株主になることは勿論、割合でも51%以上になるようにして下さい。早めに予定を立て、後継者となる人に株の引継ぎをしましょう。

税理士 養田 明子

## 平成20年度 税制改正の現状

3月31日に成立した『つなぎ法案』では、土地の売買による所有権移転の登録免許税の税率等の項目については、5月31日まで期限が暫定的に延長されました。しかし、この法律には揮発油税等の暫定税率の延長は盛り込まれていないため、4月1日からガソリンの値段が下げられています。

『つなぎ法案』は成立したものの、平成20年度の税制改正案はいまだ成立をみないまま、参議院で審議が行われています。その審議において、4月15日財務省の加藤治彦主税局長は、適用期限の経過した租税特別措置法の遡及の有無について、原則として4月1日に遡って適用されることを明らかにしました。しかし欠損金の繰戻し還付の不適用制度について、納税義務の確定した日より後で法律が成立すれば、遡及はできないとの考えも示しました。

また、使途秘匿金の追加課税についても、支出ベースで規定されているので、法律の公布以降の支出について制度が適用されるため、遡ることはできないとの考えも示しています。

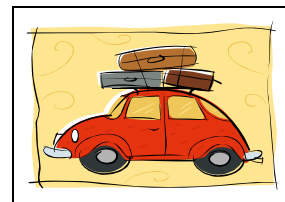
つまり、欠損金については、4月1日から公布の前日までに終了した事業年度は還付制度が適用され、使途秘匿金については4月1日から公布の前日までに支出したものは追加課税がないこととなります。

20年度改正案の施行日は、原則として平成20年4月1日から施行するという規定がおかれており、法律が成立し公布された場合には、この4月1日から施行される規定が生きることから、4月1日まで遡って適用されます。

改正案は、既に2月29日に衆議院では可決されており、修正は行えないため、そのままいわゆる憲法の60日条項による4月29日以降には、衆議院の再議決が可能になるため、再議決によって成立するとみられるが、憲法84条に規定されている租税法律主義は、国民に不利益を及ぼす租税法規

の遡及適用を禁じていると解されるため、不利益な規定について基本的には、公布日以降に適用されることになるでしょう。よって、不利益不遡及の原則により、4月1日に遡及適用が行えないものについて、今後その適用関係を明らかにするための手当てがされることとなります。

税理士・業務部長 外山 哲也



## 面白さ満載の国 = インド ジャイナ教に

触れて その2



下長不動産株式会社

代表取締役 坂本 知忠

聖なるものを学びに昨年の11月、ラジャスターン州のウダイプールで開かれたジャイナ教テラパンタ派のブレイクシャー・メディテーション国際キャンプにヨガの生徒25人を引率して参加しました。

インドは多彩な宗教の国です。その中でジャイナ教は他国に普及しませんでした。仏教のようにインドで滅びることも無く、現在まで続く歴史ある宗教です。ジャイナ教は釈迦と同時代のジナによって確立された宗教で、釈迦時代の仏教と兄弟宗教と言ってもよく、根本的教義がほとんどおなじです。

ジャイナ教は非暴力・無所有の実践が徹底していて今日まで2500年の長い歴史の中で、他の宗教と戦争したことのない平和宗教です。非暴力が徹底していて、肉体的な暴力だけでなく、言葉による暴力をも戒めています。

魂はあらゆる生き物に輪廻転生すると考えて、人間だけでなく動物や虫、草木などにも暴力をふるうことはありません。決して争いや喧嘩をしません。生きとし生けるものと仲良くするというのが、ジャイナ教の一番大切な教えです。

争いごとの仲裁はしません。仲裁すると争いに巻き込まれるからです。争いがある所から逃げるのが、争いに巻き込まれない方法と考えています。自分が殺されるような局面にあっても、非暴力を貫くのがジャイナ教の教えです。ジャイナ教がなぜ非暴力を徹底できるのかといえば、それは教義の根本にアーネカーンタ(非独善主義)があるからです。

ひとは誰でも自分が正しくて、他は間違っていると思いがちですが、他の意見を認めることがアーネカーンタです。

視点が違えば、同じ物が違って見えるということです。

全ての宗教に非独善主義があれば、民族間・国家間の戦争は防げます。非暴力主義と非独善主義がないから宗教が人間を不幸にしている、宗教が悪ものになっているのだと私は考えています。

ジャイナ教徒はインドの人口の僅か0.4%に過ぎませんが、彼らはインド全個人所得税の実に20%を納めています。このことから解るように、彼らは裕福な商人が多く、ジャイナ教徒というだけで絶大な信用を得ています。

昨年12月に三笠書房から出版された「ジャイナの教え」は新鮮な成功哲学として、日本のビジネスマンに話題となっています。(つづく)

## 《 心と体 》 = その2 =

健康格言

『酒を飲んだら牛になれ』

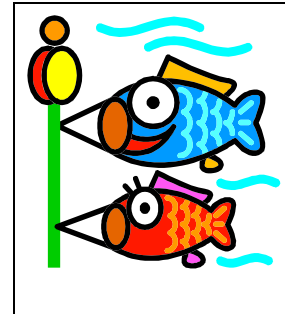
春は人事異動による歓送迎会や花見など、何かと飲酒の機会が多くなる季節です。「食べてすぐ横になると牛になる」という行儀作法を教える言葉がありますが、これを転用し、「酒を飲んだら牛になれ(横になれ)」とすると、酒愛好家の健康維持に役立ちます。

酒の主成分であるアルコールは、大半が肝臓で処理されます。その処理を助けるためには、実は、体を横にするのが効果的なのです。

肝臓の正常な働きを保つためには、新鮮な酵素と栄養に富んだ血液の供給が欠かせません。さらに、十分な血液量があることも大切です。

この肝血液量は、体が立っている状態を基準にすると、横になったときには2倍に増えます。

逆に、事務仕事などの軽作業をすると半分になり、激しい運動をするとさらにその半分にまで減少してしまいます。肝臓は、それほど血流の変動が激しい臓器なのです。



血液中のアルコールは、肝臓のアルコール脱水素酵素(ADH)によって、酔いの原因となるアセトアルデヒドに分解され、最終的には炭酸ガスと水に分けられます。悪酔いや二日酔いで苦しまないためには、飲んだら早めに牛になって、この過程を助けるのが一番です。また、酒量を1~2合に控えることも大切です。

早く横になる効用は、体だけでなく、職場の和にも役立ちます。上司がさっと席を立てて帰宅すれば、若い部下たちは大いに羽を伸ばして、明日への活力を養えます。その際上司は、多少の心づけを忘れずに。

(課長 三浦 弘行)

## おいしい信州味噌のご紹介！



本造りみそ(赤みそ1kg袋詰) 田舎みそ(白みそ1kg袋詰) 各 840円  
蔵出しみそ(赤みそ1kg袋詰) 735円

中山道・沓掛宿にて昔より味噌の販売を営んでおり、軽井沢の別荘のお客様に『信州味噌』のお店として長年ご愛顧を頂いております。

厳選された「味噌」「味噌漬け」は大変好評で、店頭販売はもとより、ご注文による宅配便にての発送も承ります。最近の味噌離れの多い中、お馴染みのお客様から「いつものお味噌を御願います」のお電話が大変嬉しく、有り難く思っております。

合資会社 松屋本店

〒389-0112 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢6-4  
TEL 0267-45-5310 FAX 0267-46-3988

### 【事務所便り・赤羽】 アプト会計事務所主催『第4回親睦ゴルフ大会』の結果報告



去る、4月13日(日)に茨城県の阿見ゴルフクラブに於いて、23名の方のご参加で恒例の第4回親睦ゴルフ大会を行いました。当初、雨天の予報でしたが大過なく無事に大会を打ち上げることが出来ました。今回の優勝は、(株)オーケーエクスプレスの大久保英忠様、準優勝には(株)アオイ電機工業の小泉寛泰様、また3位には(株)エステックの下室義夫様が日ごろの実力を発揮されて入賞されました。おめでとうございます。今回もご参加の各企業様や阿見ゴルフ場様からの賞品のご提供がたくさんあり、おかげ様でずいぶん賑やかな表彰式を執り行うことが出来ました。紙面の上からではありますが、主催者として心より御礼を申し上げます。

さて、次回の第5回親睦ゴルフ大会は、10月8日(水)に開催する予定です。大会の実施細目が決定され次第、皆様にご案内いたします。どうぞ宜しく御願い致します。(大会事務局 天野 03-3903-7501)

### 【事務所便り・小諸】 NPO法人「遺言・成年後見普及センター-長野」活動報告

NPO法人「遺言・成年後見普及センター-長野」は平成20年度の活動に入り、ようやく第3期目を迎えました。おかげ様で賛助会員22社、正会員65名となりました。去る2月16日(土)に第10回セミナーが東御市の東部人権啓発センターで行われ、56名が参加されました。また、4月12日(土)に第11回セミナーが御代田町の「エコールみよた」で行われ、81名が参加されました。毎回参加者も多くなり、セミナーの内容も好評を博し、私たちの活動も活気が出て参りました。

今回は、6月28日(土)佐久勤労者福祉会館に於いて、第2周年記念(第12回)セミナー&ミニコンサートを開催いたします。健康トレーニングディレクターの宮本憲一様の講演『人間は考える葦?いや 足である』と、元国税査察官の河本 明様による『ハーモニカコンサート』を予定しております。終了後、懇談会も計画しておりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしています。(小諸事務所 武井 優子)

〒385-0021 長野県佐久市長土呂427-27 佐久平・秋桜1F TEL 0267-67-8558 FAX 0267-67-8567

広告掲載ご希望の方は、担当者にお申し込み下さい。(無料です)

### 建設業の為の業績管理ツール「DAIC2」のお勧め

DAIC2は、工事別情報のリアルタイムな提供により、経営者の迅速な意思決定を支援します。特長は「財務会計」と「建設原価計算」が完全連動しています。工事ごとに粗利等の最新の状況を瞬時に把握できます。複数の工事の進捗状況や工事粗利益を比較検討できます。実行予算の管理が的確に行えます。DAIC2は、建設業の多くの経営者の方から業績管理ツールとして高い評価を頂いています。詳細は各担当者にお問い合わせ下さい。

(係長 三浦 大亮)

### 【編集後記】

今年も桜の季節から、若葉が陽に輝く快適な季節が巡り来ました。しかし、サブプライムローンや後期高齢者医療制度や暫定税率の期限切れなどの諸問題が世情を騒がせています。わが国の将来を考えるのが政治家の先生方の一番大切な仕事とっていますが、どうやら選挙が最も気になっている様子です。国民に負担を求めざるを得ない大きな宿題に対して、多くの逃げ腰の政治家の姿は大変残念です。21世紀の日本をどうするか、リーダーシップを発揮できる真の政治家を我々は期待しています。(総務部長 天野 武之)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-21-8 TEL 03-3903-7501 FAX 03-3903-7504 <http://www.aptkaikei.com> E.mail = aptkaikei@tkcnf.or.jp